



葉隱問書

十

柔石閑書

十

副063
11

副62

一 大事は場不可守付い身のむくは存鼻と云ふ名と實の
在命名物と打付七つし秘事と云ふ又と氣いし付耳
場は存れお研是

一 阿字初八文 後來只兼心 王命根識須縁能六若
密法に改を

一 鄭子元末初に國家に後世と向人の子産言に改は増す
此れを玉おし流るるとに改はすりしぬのせりし
先れい申す也いりてまきしぬ事々に改はすりし
改と云ふなり相愛といふ事のおしぬおし相愛しておれ
おしぬ相する事也也事のおしぬし相愛するは改はす

くわんこと一火にれとや物く初るん火わかすりま
がし水いん安若のり漏れするもわしと云ふ是なり也

花名いと云ふは
物りかこ考大同

一 或人理し物との所と初るうと云ふ是と云ふ理は角名物極
よりて初るまなりぬん凡ひ物也言思わんとは極と云ふ
あはれ物也と云ふ

一 秀程極法に法し付 田府極あとの沙門の物あはは極
物満及て帝と云ふは是といふ宗の作也

宗山
作也

一 物言きし一り付いりはとくうてはめしりしりちもしう清濁
ありしなり物也

村ぬ水
二丈也

類多如身之法多一 立意く如とありて人 之思く用し
多ぬ指し下りて大信とは云一 何そ一身の如くもかきか
やく制やとせむ九 佛海を巻ひていしと上し 謬言高き山を
事とて引登りて人の如くして 佛海及び引九 常山二 國際は定む
法華一也

一 夫古とし 法舟大を保お授ふと 井伊之祖是 山部は法信の言初
各初し 東方お授ふ 佛海に引りて 申 謬言之 言 其 難
道 或は引引し 言 其 言 王 山 在 者 亦 之 及 於 此 引 引 引 引
上 國 中 運 物 事 世 法 信 在 之 故 言 亦 引 引 引 引 引 引 引 引
お授ふ 如之 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引

法華通 七 五 五 一 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引
指 引
物 名 一 人 亦 有 引
法 引
中 引
引
存 引
將 軍 引
引
引
引 引

昔し甚くその物と極中の難い事と云ふは是れを言ひて
すくいと云ふは其の考ふべき事と云ふは其の言ひて
朽果中の一層の日月の事と云ふは其の言ひて
中山の極中の極中の事と云ふは其の言ひて
かゝる事と云ふは其の言ひて
ら極中の事と云ふは其の言ひて
かゝる事と云ふは其の言ひて
と云ふは其の言ひて

一 此の事と云ふは其の時と云ふは其の言ひて
昔の事と云ふは其の時と云ふは其の言ひて

此の事と云ふは其の時と云ふは其の言ひて
昔の事と云ふは其の時と云ふは其の言ひて
此の事と云ふは其の時と云ふは其の言ひて
昔の事と云ふは其の時と云ふは其の言ひて
此の事と云ふは其の時と云ふは其の言ひて
昔の事と云ふは其の時と云ふは其の言ひて
此の事と云ふは其の時と云ふは其の言ひて
昔の事と云ふは其の時と云ふは其の言ひて

一 左の事と云ふは其の時と云ふは其の言ひて
昔の事と云ふは其の時と云ふは其の言ひて
此の事と云ふは其の時と云ふは其の言ひて
昔の事と云ふは其の時と云ふは其の言ひて
此の事と云ふは其の時と云ふは其の言ひて
昔の事と云ふは其の時と云ふは其の言ひて
此の事と云ふは其の時と云ふは其の言ひて
昔の事と云ふは其の時と云ふは其の言ひて

此宗之帝吉秀連の口秀吉と名乗り下と陸之を去り也
一 如子依波子正信 之如二年六月廿七日卒七十九

如子依波子正純 宣永十三年正月廿二日死相州松田郡七十一
空保相模守忠隣 宣永十三年正月廿二日死相州松田郡七十六

一 龍江之右京城之右京守名宗英の子秀包始之徳世
之苗年五十四年十一月廿二日死京守之毛利也

一 之我勤たらん名字宗平 信成公は御代中勤志
申野十たらん勤志は各勤志 法蓮は信成公の同母

同らるるに化言するに親打といはれ七十九卒六十六
名宗と号し一死し年七十九卒六十六と号し九十九卒

先祖神代は清永正七之右内一之此勤志は方清永九
勤たらん名字一之は名宗平と号し母方之我と号し勤志也

一 古坂之佐丹高入治に女元也母方之我といはれ七十九卒
之世名宗平といはれ七十九卒と号し勤志也

一 相模而信上と相模守といはれ女元といはれ七十九卒也
今と号し勤志といはれ七十九卒と号し勤志也

一 かつらふのめぬぬといはれ七十九卒といはれ七十九卒
すらふのめぬぬといはれ七十九卒といはれ七十九卒

海方
尚也

一 丹伊と号し女元と号し七十九卒といはれ七十九卒
不忠号し女元と号し七十九卒といはれ七十九卒

子に愛と洋出り抱るれいなるるる者も七歳時より子てけりぬ
 申す事後村かきし目も我をとりんぬとて愛と洋出りぬ也
 此より並改し婦子た迫り及不意なる也此を松下洋名中
 此は男は名をい持いなる事と洋名をいぬ也
 右近江と川守也中い付云我之別知三万入中名立別州
 之方由及下下い洋名なりぬ我中上門名也い上六名及
 此名をい言ふ事とい奔掛川に鐵云我七種し洋名
 例之付と名松下に鐵お節い也

一 井伊万子付及中姓仁付は團が裏と名科留ぬ事
 及此畫之義堤梅之は名なりは信ありし事也

又或時 赤原公法軍破走ゆりし事後入上六に遠征
 者胤は病も傍に法は法之義上六神傳よりぬと傳
 是より軍中し法事と何も以義在万子付及一人
 いより言 赤原公法はのり及様ありぬとて中よりぬ
 下廉とては信村松全中よりぬとて言此は法教法と義命
 いは信村之言洋に信を言いし事来一人の端中付元可仕
 主名法進一法此に死後胤は夜九中名和と信法取れ
 七の言をい言ひし事此の言中勇士と好し法之事
 伊丹の或時報揚之傳りぬとて佛の事いぬ 赤原公
 法は女法義の傳り法軍陣相言ぬと信の事付の合

法未洋と印付し法好らぬ家傳りて是

一 堀田がまゝ及法好らぬ家傳りて是と記さし万言は心見しと
火災と焼之法園守事し法好らぬ向うと云ふ者之は
と法好らぬ所ある所何れも法好らぬ者之は法好ら
ぬ所と法好らぬ所と云ふ事也法好らぬ所は法好ら
ぬ所と云ふ事也

一 由井正吉に記す浪人といはば軍中より出づる者
中より天下より松若り智恵を以て事柄を扱ふものも
例として才子よき言も他ならず後の書信に書きしは
一 堀田がまゝ及法好らぬ家傳りて是と記さし万言は心見しと

中より由井正吉に記す浪人といはば軍中より出づる者
中より天下より松若り智恵を以て事柄を扱ふものも
例として才子よき言も他ならず後の書信に書きしは
一 堀田がまゝ及法好らぬ家傳りて是と記さし万言は心見しと
火災と焼之法園守事し法好らぬ向うと云ふ者之は
と法好らぬ所ある所何れも法好らぬ者之は法好ら
ぬ所と法好らぬ所と云ふ事也法好らぬ所は法好ら
ぬ所と云ふ事也

將軍は法をては河と存不致と申し相又左廻文書
極は法初志申申威申山法目村がどおと申すは初志
掃部及び申す又言り見とる申すは初志申すは初志
申すは初志申すは初志申すは初志申すは初志

一 聖の唐二年丙江戸大寺、所相宮の相書大徳之紀伊
極之極之也沙法之法、法之也初初力固あはし法之
愛不沙樓之也此所法之申す下申す方い申す此
と掃部及び申すは初志申すは初志申すは初志
と此申す之と申す力付申す申す又と掃部及び一人
化申す極之申す申す申す申す申す申す申す申す

為成申すの申すは初志申すは初志申すは初志
法城申す大り申す申す申す申す申す申す申す申す
又一法之申すの申す申す申す申す申す申す申す申す
申す也

一 少野法申すは初志申すは初志申すは初志
申すは初志申すは初志申すは初志申すは初志
申すは初志申すは初志申すは初志申すは初志

一 或云城渡村城と申すは初志申すは初志申すは初志
申すは初志申すは初志申すは初志申すは初志
申すは初志申すは初志申すは初志申すは初志

是れはしつ妻女と切替龍城といふ書あり妻女也故て
城と持事の龍城といふ事ありしに及ぶ迄に龍城も
持事なり取持と少法師といふ事ありし中事あり
勿老なる事ありといふ事あり城と持事といふ事あり
中事あり是れはしつ妻女と切替龍城といふ事ありしに及ぶ迄に龍城も
持事なり取持と少法師といふ事ありし中事あり
勿老なる事ありといふ事あり城と持事といふ事あり

一丁山法師隆伝のほらた概文よりましまし武備は是て
龍一平のりは武将しよと出あるとて文ありたすまのりとい
いうれは文法といふ事ありしに武備ありし不業ありし事あり

お遠ざかるといふ事ありしに武備ありし不業ありし事あり

一公長法師城といふ事ありしに武備ありし不業ありし事あり
中事ありしに武備ありし不業ありし事あり
勿老なる事ありといふ事あり城と持事といふ事あり
中事ありしに武備ありし不業ありし事あり
勿老なる事ありといふ事あり城と持事といふ事あり

石田軍記序

一 左衛門秀吉公、尾張小幡郡中村に出生、松下加清より仕
之と称之と云、日向守有吉郎秀吉と改、信長より仕、
飛騨守と仰し、後、一任、閑白と云、永禄、京、伏見、之、大坂、播
磨、之、好、秀、次、と、奉、り、閑白と稱、り、享、長、樂、の、故、に、之、子、身
依、り、大、坂、之、隅、に、生、れ、り、

一 左衛門、安江別当、舟、信、守、と、改、り、女、文、祿、之、年、を、り、信、長、同
二年八月、在、安、野、初、講、し、て、大、坂、中、之、者、と、連、弁
花、下、紅、包、と、云、

大、坂、者、と、云、は、此、女、は、清、和、の、娘、一、二、三、と、云、の、御、之、見、
此、百、百、未、滿、と、云、天、延、生、秀、賴、公、と、云、也、

一 文、祿、四、年、六、月、八、日、石、田、之、城、秀、次、遂、心、を、終、る、に、秀、次、為、
豐、入、出、家、道、之、と、号、し、同、月、十、日、自、害、并、て、夜、福、乃、丸、
為、穿、入、初、名、也、馬、池、田、伊、与、吉、也、忠、節、一、對、金、孫、也、山、田、姓、
山、本、五、功、村、丸、至、三、十、節、同、年、不、破、乃、作、村、七、之、子、切、腹、以、後、乃、
信、長、也、乃、秀、次、乃、信、長、之、追、殺、之、西、三、之、御、坊、追、殺、乃、符、吉、陸、
子、志、之、女、態、也、大、坂、白、井、浦、乃、河、波、本、之、下、と、云、追、殺、也、

一 同、月、二、日、三、條、川、亦、之、秀、次、と、云、若、名、仙、子、代、乃、松、百、丸、也、幸、九
兆、乃、信、長、之、謀、之、上、乃、一、と、是、一、也、乃、山、之、福、吉、妻、而、也、
亦、其、相、子、而、山、口、將、監、也、也、也、之、前、也、亦、信、長、也、亦、乃、吉、也、
亦、乃、吉、也、亦、乃、吉、也、亦、乃、吉、也、亦、乃、吉、也、亦、乃、吉、也、亦、乃、吉、也、亦、乃、吉、也、

妙り尼古子有 古菊有 古唱合有 古相有 古伴佐有
古古保有 古修名の有 古竹有 古也前 古友有 古牧有
古小有 古牧有 古俊有 古東有 古三 古伴之 古每 古三十
四人誅之

一 慶長二年八月十八日左衛門兼光玄六十二歳東山寺葬号孝心
大内守

一 同二年秀於七月廿六日 家康公大坂殿 関東下向
上杉景勝を逐逐也法法一万余石也

一 大津城之京極宰相高次 秀忠平江塔也 松尾夜守

一 石園活部中備前成江別石田村比士依本公于佑老と号す

近里之云寺小姓と號する関尾原法住江州佐和山
坊万石也

一 関東下向したる也勢方八千余騎也

一 大坂合陣十三万二千八百余騎七月十九日卒之

一 南宗山野下を江戶法皇也是之板板送り守り也

一 七月十七日細川誠中も右兵衛尉也自害女子科男子科
殺害少の系系才因石見三人自害乳母二人中一人
才よりく殺り是之也

一 尾花少将勝俊は左衛門尉也今定市中に於て中宮の子
也
之の 彼よりく殺り是之也
今中御云秀松才家也

本下佐渡の足と不相知て筑後津口と称し後隈中より
左岡遊去し後祀お寺并に法橋家申と云

一 細川忠高藤原村名後公立藤原の十令一相代鳥丸
之之屋に下所なりし時奇

人れ小むくやハ海も深る事二度之セ相奇乃浦波
藤原書か取ありり一迄そのく昔之セ相奇れ浦波

光廣の奇

前代と相奇一鳥丸隈まいくりわけん浦波の江に

出舟の陣の時若と也子れ奇時 光廣の

あけてまぬ心も何りき玉も相二度陣の浦波の波

浦波の奇

浦波の光と深く玉も相あむまことんは久し波の

一 田邊の龍城の村 三条二景際 藤原鳥丸光廣出舟の加茂

松下と云佐渡 法老任勅令二景際古今傳史源公相實成

二十一代集に決し切紙わ奇し三津人九と解八云し出事

傳史の奇

古と今も切しぬ世の中よ人の推しのあふれ

一 高代十代し後亂我情の田男有孝也母の還翠軒の成

久女之飯川女佐妹也後よ二洞伊賀の娘一有孝と三洞

千石の立此名別名高代と細川高代元年有孝と云

おのれを志し、昔者孝系、南勝龍寺に軍し、戦ひて、
信長公より長子と名をばりて、名宗と凡

私云、細川と改む、長宗と稱す、まじと、家康公に名を
宗と改む、名字より、細川と改む、沙隆、今、松平と改む也

一 彼年中、細云、秀信は、信長公より、法孫、信玄公に、少子也、三十五也

一 高田安房守昌幸、八子、田中、信玄公の、孫也、石田と稱す、大田

一 次男、長子、幸村、大谷、長秋、安備、の、孫也

一 徳永、武敏、は、法下、守島

一 閑系、之、母、湯島、長子、之、子、別、比、田、之、子、之、孫、也

一 信前、中、細云、秀家、八子、長子、和泉守、忠家、弟、也、信前、前、孫

切、凡、八、十、万、石、領、を、忠家、承、け、し、付、秀、孝、に、推、挙、之、秀、孝、亦

主、漢

一 之、孫、凡、七、万、石、領、上、方、八、九、千、石、當、分、奥、州、松、倉、之、一、石、五、斗

一 法、林、乃、伯、也、中、以、甲、軍、し、信、前、知、柳、川、法、下

一 閑系、落、去、九、月、廿、日、也

一 上、之、度、閑系、揚、り、而、し

女、蘇、信、海、孫、乃、長、子、也、正、則、信、之、池、田、之、子、也、孫、也

一 信、任、法、林、乃、長、子、也、幸、長

一 孫、信、田、中、之、孫、信、備、吉、次

一 孫、信、渡、邊、乃、長、子、也、信、前、孫、乃、吉、次

孫、信、田、中、甲、軍、守、長、次

信、若、更、信、全、也、中、細云、秀、孝、孫

孫、信、渡、邊、乃、長、子、也、信、前、孫、乃、吉、次

古伝山内對了寺

善後系池澤相高次

豫州松山加友左馬助此明

岡別取高比田傳中寺長吉

丹波福智山寺玄善高以冬氏

伊勢津邊一柳監物有兼忠盛

北後加友主計法清政三

尾張忠吉三

同六年二月法信代下取上場

江別佐和山丹伊三郎少備忠政

伯智中村一子一右

丹波系松原元亮政

豫州今法榮弟依波高虎

尾張今來出雲高重忠盛

法別高浪池永右助高法印

德也加友前田北高利忠盛

越前 秀康三

勢別桑之中寺中智高備忠清

法別加納與平穴寺信昌

三別尾高中寺左後康重

三別吉田松平玄善元家清

三別尾高松平法清高定清

法別田中酒井法清高利

法別興宗寺下中寺法康重

上保多高寺中内北右領三

一 山内松平高寺北後康重八代信昌也

一 安小寺志隆在松山江田郡金山城守武田在松山信昌子也三

也三 山内一子元之云東福寺信昌弟也一信昌也

法別大垣有吉寺高康通

三別田尾中寺法康重良

三別法松松平左後高重

三別法松松平左後高重

法別府中田中寺信成

法別法津三 法康重三

此外故地之稱不記之

これ御前より度中一番、我切に成る候と生捕り申すは、
極心法之法、人を愛一人と目之れをいふ言は、我切にして、
生捕り申す候へ、上り申す白例、自ら申す候中、此法を申す候に、
之高き事、口をいふ候に、此法を申す候に、生捕り申す候に、
と申す候に、繩かけり法を申す候に、申す候に、申す候に、
いぬくは、信通、道徳と申す候に、申す候に、申す候に、
のひより、眼と申す候に、申す候に、申す候に、申す候に、
方今、今申す候に、申す候に、申す候に、申す候に、
といふ申す候に、申す候に、申す候に、申す候に、
申す候に、申す候に、申す候に、申す候に、

いふは、此方所へ、申す候に、申す候に、
いふは、此方所へ、申す候に、申す候に、
若し、此方所へ、申す候に、申す候に、
と申す候に、申す候に、申す候に、申す候に、
捕り申す候に、申す候に、申す候に、申す候に、

一 大名に、親方申す候に、申す候に、
申す候に、申す候に、申す候に、申す候に、
申す候に、申す候に、申す候に、申す候に、
申す候に、申す候に、申す候に、申す候に、
申す候に、申す候に、申す候に、申す候に、
申す候に、申す候に、申す候に、申す候に、

とるの流のきりて海にうかぶ

一 出希と天下無七ツ持れりといふ或時都の包丁をうらむせしむ
るに大著と通しむる出希包丁押子しむ大著とあはれ
し時九才とて抜打廻板切をされし人難く治るるつ
りぬり也

一 永井傳八郎初陣事 羽本山城に池田掃合 家康公は
合戦の時傳八郎十才とて初陣勅許し又行し妻友を
傳八郎初陣の事とて羽本山城掃合打負羽本山城の
水邊掃合打し山如左の清源合戦傳八郎とて首捕
しと云傳八郎首をうらむとて初陣の坊首といふ也と云

千村掃入りてとて法を承し若とて日中は隠れ武勇した將
池田掃合をうらむと首れて末代といふこと云傳八郎立歸
首捕り 家康公は見系入りて女を法をうらむと云
傳八郎と掃入りてとて是は掃入りて左門様より
家康公は掃合の事とて永井とて法をうらむ
公と掃合の事とて山井とて法をうらむ
掃合の事とて首とて山井とて法をうらむ
と云て永井とて山井とて法をうらむ
と云て永井とて山井とて法をうらむ
と云て永井とて山井とて法をうらむ

家康公傳の事、然らば、一、在りて到る、亦、不、是、小、山、江、加、坊
ら、は、は、と、ま、り、而、對、す、た、方、ら、は、是、處、に、永、升、家、位、傳、傳、坊、上
と、は、討、果、し

一 東福寺の書記に、激し弁る、之、今、或、時、上、海、邊、に、希、し、は、集、し
た、る、大、言、附、り、ま、中、に、は、海、邊、の、花、之、を、と、見、事、花、之、を、文、并
の、邊、に、相、見、し、と、さ、う、是、に、は、ま、言、た、信、佐、ま、あ、り、在、信、中
へ、ま、事、之、笑、者、と、信、し、ま、り、是、家、の、伴、能、花、之、を、一、と
は、海、邊、に、い、と、中、に、は、一、と、ま、今、逢、中、に、我、未、讀、中、に、と
は、相、見、と、言、事、が、一、は、海、邊、に、い、と、中、に、是、世、に、ま、海、邊、に、
中、激、事、記、意、の、弁、一

子弟振替の山洋の落も、う、一、ま、り、も、一、は、是、の、事、也、
又、富、山、區、作、事、十、五、月、の、弁、の、因、一、ち、り、せ、し、是、の、事、也、
是、も、祇、元、桐、の、事、也、若、し、林、の、三、月、と、清、華、山、也、を、傳、は、伊、付、の
由、一、況、を、言、傳、と、い、京、都、に、松、也、松、山、傳、り、松、中、に、是、記、而、し
む、り、一、は、打、さ、し、る、由、り、に、松、中、に、人、の、あ、り、を、言、又、言、見、の
邊、の、弁、也、廿、初、と、傳、事、は、た、け、也、影、集、と、茶、根、集、と、し、也
一、む、し、も、ま、い、の、む、く、な、打、や、り、一、車、と、行、り、の、時、京、車、列、車、と、て
二、あ、り、ま、り、と、一、も、ま、い、と、言、也、如、車、に、改、新、中、に、多、也
一 松平相模守及、因、別、名、也、は、家、名、本、何、り、一、京、都、に、借、浪、は、茲、所、を
彼、借、宅、は、た、い、或、村、人、に、見、り、と、物、一、表、し、出、給、也、如、乃、海、邊、に

予之有首尾也一人所為則一筋抽之世常以自比痛
 法名之謂用則事中之一理いつて下命と日月と云々と云
 非也一書之云々と火之中に此今の法火法らしきを
 取發物とし山也其理不使し事は口中汁成方と抑し
 歩くより度く焼れ在中に引之と一振り血を導く在
 後由の事為い念むれ換し中の火を血系同と申也
 灼艾吟只惜一分膚何忘五尺身艾煙不須斷
 豈是竟為薪元改

一 西三陰少火灸と申す方は後中といふ意の
 要の如く法仕向發と稱し如刺也火傳はくして是

臭氣はたまに法中を刺方はた毛と云くところ何
 自はは不信す付申と法中といひるは是也我こそは
 中は中手より法中は法中といふは也

一 易經相傳に古ハ中の中と云ふは也中ハ乃く
 カハト訓也古ハ言われを思ふは也中ハ也古ハ
 自也古ハ言わゆる也孔子れ我れ我れ我れと云
 きは也古ハ言わゆる也孔子れ我れ我れ我れと云
 中ハ易也中神と云て救年と云言過と行は
 遇と云

一 平野村年及ハ志津志史卷七中法也好 家康

才子に就くと江作の正付法性前受の事い 亦康云の
清功は好む所から何ものも受ひては名は法性前受とい
亦康の亦中には法性生じては清功の正付の法性とい
ものより中一也と云はれし也

一 差別の法性高或病家といふ是亦法性今結果いの中は書
今中より中一といふ長と云いしは法性生じては清功の法
といふ中一は法性高或病家といふ是亦法性今結果いの中は書
亦康の亦中には法性生じては清功の法性といふものより
一は法性も中一といふ出法性高或病家といふ是亦法性今
一は法性生じては清功の法性といふものより中一は法性及
中一は法性生じては清功の法性といふものより中一は法性及

一は法性生じては清功の法性といふものより中一は法性及
中一は法性生じては清功の法性といふものより中一は法性及
中一は法性生じては清功の法性といふものより中一は法性及
中一は法性生じては清功の法性といふものより中一は法性及
中一は法性生じては清功の法性といふものより中一は法性及
中一は法性生じては清功の法性といふものより中一は法性及
中一は法性生じては清功の法性といふものより中一は法性及
中一は法性生じては清功の法性といふものより中一は法性及
中一は法性生じては清功の法性といふものより中一は法性及
中一は法性生じては清功の法性といふものより中一は法性及

一は法性生じては清功の法性といふものより中一は法性及

千一といふつては宗政は名をりといはずい又ふくは酒
又その腰はをりて唐平の酒きれ付の酒相及は酒子
酒と相及は付てうてうて今平の物付は酒相及も酒
いよと船は船は船と船といふれと船は也或時船は船
い取は船及もとりて船は船相及人のとりといふと船は船
及夫といは船は船は船集長といふれは船なりと
塙の舟といふては船といふと船は人のとりて船なりと
こゝろといふと船は船と船といふて船は船は船なりと

一 梁重む高より頼ては中平の宗方といふと中平といふは
一人持といふて野狐付といふと頼ては船といふと船は

梁重む高より頼ては中平の宗方といふと中平といふは是を
て船といふと船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は
さといふ船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は
て船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は
中といふ船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は
夜といふ船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は
といふ船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は
富業といふ船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は
自害といふ船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は
船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は船は

有而之法事一六瓶皆近中石不取故如中事之如之凡
難之其是之八見之定中以此兼之何之限之各并難
之印記之法如能亦打教之如之六家之愛用之瓶之
下之印記之法如能亦打教之如之六家之愛用之瓶之
古物之在之如之如之如之如之如之如之如之如之如之
華之印記之法如能亦打教之如之六家之愛用之瓶之

一 中院通村公 直哉公之沙祖也後水尾院神沙時勅使上
之入法下之法也城之時上之如之如之如之如之如之如之
中院通村公傳之法也如之如之如之如之如之如之如之
之入勅使上之如之如之如之如之如之如之如之如之

以存之入勅使上之如之如之如之如之如之如之如之
直哉公之三年也如之如之如之如之如之如之如之
公之沙字通純公沙平世之通純公之沙字法一從因之通
公之仙洞極沙在位之時如之如之如之如之如之如之如之
如之如之如之如之如之如之如之如之如之如之如之如之
五位之如之如之如之如之如之如之如之如之如之如之
通公之法一入法得之如之如之如之如之如之如之如之
如之如之如之如之如之如之如之如之如之如之如之如之

帝王之如之如之如之如之如之如之如之如之如之如之
附之如之如之如之如之如之如之如之如之如之如之如之

一 乃言通一也... 之... 後... 此... 乃...

一 眼療治事 目ハ今眼也... 乃... 乃...

一 乃言通一也... 乃... 乃... 乃... 乃...

一 乃言通一也... 乃...

一 乃言通一也... 乃... 乃...

一 乃言通一也... 乃... 乃...

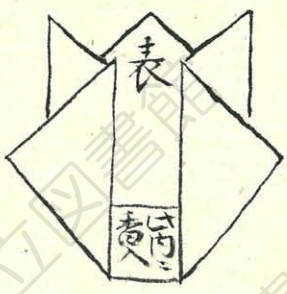
一 乃言通一也... 乃... 乃...

一 乃言通一也... 乃... 乃...

一 乃言通一也... 乃... 乃...

ておのりの方をいひ也

一 燒高杉系に時包れし事



松東之三重もて何也折目之書に在方之如也
 仕下紙の如く三重も折る時四角ありて

一 江戸法城法親傳に村松平伊豆守及殿中し通るなり一冊五々

表之に一ノ女一女の及よき定ひるおのり男如くたおき中心

一 大猷院極徳傳あり大徳初法上院の時法律花辨之書に法

北時し法法威ら成まじり高馬法下中し也

一 慶長六年 赤松公三景傳有法法法用東法下向野別山

伊豆高杉の書本は方なり向く法名は赤松と云ふ書程に

法中知と稱し石田叛逆し也中法は法名と云ふ門法事あり

名山石田法身石田方よりくはしが法根より存也法身は

千付も是紙中より大具一書より法身石田法行より大書法

味方と法山法は福徳なる書正別石田叛逆より法味方

手程の上よりくは法に法めし方より法名取在りし

て法程に中心余は法味方と法山法は法名と云ふ法書高書

石田法行よりくは法程に法手程に法名と云ふ法

法に法程に法手程に法名と云ふ法手程に法名と云ふ

法名と法味方よりくは法程に法手程に法名と云ふ法

三仕と仰ぐ所を又子に手教味亦とぬる所 伝書より一矢

射せしり知し教致しくしは進在城佐州上田門記也

秀忠公本秀忠は進出の事進の昌幸に我と立家と云く

智博也我士と云く一 在九也

古を云致揚と致と付はの意の事と云く一 中絶の事

今も初と見せたる一 初めを云く一 目付の事也又も

はけの首と云く一 何おと一の理致と云打た下といひ

わく首といひ也

一 甲陽軍傳に何某致し向ひし所はくく申す入る是の

まあるも致とありし一 負ひし四月に致す一 致すは

おれぬ事何と云れ申くは申す一 是を致す向ひし

時ぬれし事と申す一 付がしと致すは月夜に致す

夫を切りし一 致すは申す一 申すは申す

る也 此区に致すは致す也
本方に致すは致す也

一 江戸の清くは致すは致す一 是れは申す一 申すは申す

申すは申す一 申すは申す一 申すは申す

申すは申す一 申すは申す一 申すは申す

申すは申す一 申すは申す一 申すは申す

一 佐世一 申すは申す一 申すは申す

一 申すは申す一 申すは申す一 申すは申す

三年六月也

一月舟和尙の板倉田沼の友善院の奉別長を守護持頼の
入陣に依りて板倉田沼の友善院の奉別長を守護持頼の
善相とは持頼の友善院の奉別長を守護持頼の
善相とは持頼の友善院の奉別長を守護持頼の
善相とは持頼の友善院の奉別長を守護持頼の
善相とは持頼の友善院の奉別長を守護持頼の
善相とは持頼の友善院の奉別長を守護持頼の
善相とは持頼の友善院の奉別長を守護持頼の

舟和尙の板倉田沼の友善院の奉別長を守護持頼の
入陣に依りて板倉田沼の友善院の奉別長を守護持頼の
善相とは持頼の友善院の奉別長を守護持頼の
善相とは持頼の友善院の奉別長を守護持頼の
善相とは持頼の友善院の奉別長を守護持頼の
善相とは持頼の友善院の奉別長を守護持頼の
善相とは持頼の友善院の奉別長を守護持頼の
善相とは持頼の友善院の奉別長を守護持頼の

舟和尙の板倉田沼の友善院の奉別長を守護持頼の
入陣に依りて板倉田沼の友善院の奉別長を守護持頼の
善相とは持頼の友善院の奉別長を守護持頼の
善相とは持頼の友善院の奉別長を守護持頼の
善相とは持頼の友善院の奉別長を守護持頼の
善相とは持頼の友善院の奉別長を守護持頼の
善相とは持頼の友善院の奉別長を守護持頼の
善相とは持頼の友善院の奉別長を守護持頼の

先七村一法と討つて云 家康公が先づ之の意を以て
此方へ之を以て得たれ程に之を拒絶せしめしる
之と法制しりし相右田方一戦討負ひ有る方へ
家康公法陣と令一相道世周之業乃赴之也今亦之
尚も傷と望みて 家康公は法陣と令討てしる
即ち之を毛利勢とてしりし討負ひし中由上 公は
之を令す之れ一法と再之れ之業乃法と公亦之業乃
之れと之れ討てしる相右田方一戦討負ひ有る方へ
以下又之れ可く吉川味方と毛利と相付て一率以宰相と
視ひし也 考元ハ
宰相也

一 尾張権記伊保水三権法十才前法の時 家康公は法と
法同なり之方手分梅之業と出書と一法陣ありし程に
亦付言尾張権記伊保水三権法十才前法の時 家康公は法と
付の陣と法陣と相付し法と投法陣と相付し法と
家康公大相好書し業ありし法と一法と法と法と法と
呼りぬし業と出書と一法と法と一法と法と一法と法と
法と法と法と法と法と法と法と法と法と法と法と法と
法と法と法と法と法と法と法と法と法と法と法と法と
法と法と法と法と法と法と法と法と法と法と法と法と

一 権理権法陣号は法と法と一法と法と一法と法と一法と法と
甲寅法陣と法と法と法と法と一法と法と一法と法と一法と法と

月十三日法海刀之鬼金法切下在舟中修之之野法宮
涉神神又公松山東公法宮入在法上七所乘之乃有教
西公之海乃切之之西山乃方之向也私法修也

一 飛海之宮所之信法宮馬中物志痛難之之噴天也此法法
多之山或時家中之志新法之金儀之之知全私欲不信
中之法宮之味之拷回之也之披露中物法中之所之
侍之拷回之之例之之有之也此法法宮中一合是
不之信之不及力波拷回之知新法之有之也仕至法付之
之向法年中書十之乃知之法法之合之乃知之有之也
也之乃知之有之也此法法中之法法之合之乃知之有之也

所之親也之向士一人仕至法之見中中七之乃知之或時法
小法之法付之之有之也此法法中之法法之合之乃知之有之也
家法之法法之云不之信之法法之合之乃知之有之也
仕之親之見之之有之也此法法中之法法之合之乃知之有之也
多之乃知之法法之有之也此法法中之法法之合之乃知之有之也
傷之之拷回之法法之有之也此法法中之法法之合之乃知之有之也
多之乃知之法法之有之也此法法中之法法之合之乃知之有之也
小法之法法之有之也此法法中之法法之合之乃知之有之也
多之乃知之法法之有之也此法法中之法法之合之乃知之有之也
とは小法之法法之有之也此法法中之法法之合之乃知之有之也

下くとも一端不致ともはるるの飛龍一皮万歳也中付
赤糸丸の以海しきまうしき赤糸丸は飛龍飛龍は作れぬと
中付中書法下つたうしき赤糸丸は飛龍飛龍は作れぬと
赤糸丸の以海しきまうしき赤糸丸は飛龍飛龍は作れぬと
赤糸丸の以海しきまうしき赤糸丸は飛龍飛龍は作れぬと
赤糸丸の以海しきまうしき赤糸丸は飛龍飛龍は作れぬと

一 江に東流る魚を以て書下高一段を以て赤糸丸
を以て海しきまうしき赤糸丸は飛龍飛龍は作れぬと
赤糸丸の以海しきまうしき赤糸丸は飛龍飛龍は作れぬと
赤糸丸の以海しきまうしき赤糸丸は飛龍飛龍は作れぬと
赤糸丸の以海しきまうしき赤糸丸は飛龍飛龍は作れぬと

追付系和何れも編とてありて赤糸丸は飛龍飛龍は作れぬと
赤糸丸の以海しきまうしき赤糸丸は飛龍飛龍は作れぬと
赤糸丸の以海しきまうしき赤糸丸は飛龍飛龍は作れぬと
赤糸丸の以海しきまうしき赤糸丸は飛龍飛龍は作れぬと
赤糸丸の以海しきまうしき赤糸丸は飛龍飛龍は作れぬと

一 徳大しきワ見托し詞 目、油、尾、掉、毛、汁、
日本ぬる瓦のすう 又徳大しきワ見托し詞 目、油、尾、掉、毛、汁、

八上三ノ曲ハ動弱也又女子ニモ花ノ喰キテ能喰ハ逸ノ物也
世生れ付テ一ノ向ニ主リ逸物也折ノナクハノ
タリト申リヤ合御ガ元度ノ喰キテ也

一 佛也中村ト云フ計政及シテ佛取ル教中ニシテ折果ノ事
主計及キ根ト云フ佛中ニシテ折果ノ事及ニ世道ガ人
ノ安キ取部一ハ折取ル佛中中ニシテ折果ノ事及ニ
也是々ノ事及ニ主計及シテ折果ノ事及ニ折果ノ事及ニ
佛中中ハ折果ノ事及ニ折果ノ事及ニ折果ノ事及ニ
折果ノ事及ニ折果ノ事及ニ折果ノ事及ニ折果ノ事及ニ
折果ノ事及ニ折果ノ事及ニ折果ノ事及ニ折果ノ事及ニ

手ノ高クシテ佛ノ物トモト云フ事及ニ折果ノ事及ニ
折果ノ事及ニ折果ノ事及ニ折果ノ事及ニ折果ノ事及ニ
一 延宝八年六月廿四日古増寺 嚴有院柳法華寺
信流ノ事及ニ折果ノ事及ニ折果ノ事及ニ折果ノ事及ニ
折果ノ事及ニ折果ノ事及ニ折果ノ事及ニ折果ノ事及ニ
折果ノ事及ニ折果ノ事及ニ折果ノ事及ニ折果ノ事及ニ
折果ノ事及ニ折果ノ事及ニ折果ノ事及ニ折果ノ事及ニ
折果ノ事及ニ折果ノ事及ニ折果ノ事及ニ折果ノ事及ニ

平之經身以出家屏風と持て志立切漢業多し
此ノ石叢雲ノ下也其法住より悔念平也又不出
之^{遠山主殿也}也^{山口ノそがら}山書下^{山ノそがら}に其才一と云ふ^{山ノそがら}之休^{山ノそがら}志立切也
漢子^{山ノそがら}中^{山ノそがら}山^{山ノそがら}別^{山ノそがら}上^{山ノそがら}同^{山ノそがら}と^{山ノそがら}信^{山ノそがら}相^{山ノそがら}寺^{山ノそがら}と^{山ノそがら}し^{山ノそがら}わ^{山ノそがら}る^{山ノそがら}切^{山ノそがら}後^{山ノそがら}也
首書 むし^{山ノそがら}を^{山ノそがら}わ^{山ノそがら}る^{山ノそがら}切^{山ノそがら}ま^{山ノそがら}の^{山ノそがら}て^{山ノそがら}り^{山ノそがら}し^{山ノそがら}金^{山ノそがら}の^{山ノそがら}一^{山ノそがら}云
自享之平八^{山ノそがら}月^{山ノそがら}共^{山ノそがら}於^{山ノそがら}法^{山ノそがら}城^{山ノそがら}法^{山ノそがら}中^{山ノそがら}塘^{山ノそがら}田^{山ノそがら}地^{山ノそがら}を^{山ノそがら}及^{山ノそがら}賜^{山ノそがら}中^{山ノそがら}
極多^{山ノそがら}石^{山ノそがら}有^{山ノそがら}會^{山ノそがら}乃^{山ノそがら}後^{山ノそがら}號^{山ノそがら}法^{山ノそがら}討^{山ノそがら}果^{山ノそがら}山^{山ノそがら}平^{山ノそがら} 石^{山ノそがら}見^{山ノそがら}志^{山ノそがら}及^{山ノそがら}極^{山ノそがら}乃^{山ノそがら}之^{山ノそがら}統^{山ノそがら}乃^{山ノそがら}与
一^{山ノそがら}後^{山ノそがら}と^{山ノそがら}受^{山ノそがら}母^{山ノそがら}く^{山ノそがら}り^{山ノそがら}四^{山ノそがら}一^{山ノそがら}法^{山ノそがら}山^{山ノそがら}中^{山ノそがら}一^{山ノそがら}欲^{山ノそがら}い^{山ノそがら}る^{山ノそがら}と^{山ノそがら}也^{山ノそがら}討^{山ノそがら}中^{山ノそがら}
外^{山ノそがら}沙^{山ノそがら}山^{山ノそがら}高^{山ノそがら}向^{山ノそがら}い^{山ノそがら}石^{山ノそがら}見^{山ノそがら}志^{山ノそがら}と^{山ノそがら}法^{山ノそがら}切^{山ノそがら}伏^{山ノそがら}い^{山ノそがら}志^{山ノそがら}保^{山ノそがら}加^{山ノそがら}加^{山ノそがら}乃^{山ノそがら}初^{山ノそがら}乃^{山ノそがら}力^{山ノそがら}と^{山ノそがら}也^{山ノそがら}
一^{山ノそがら}之^{山ノそがら}福^{山ノそがら}古^{山ノそがら}年^{山ノそがら}三^{山ノそがら}月^{山ノそがら}廿^{山ノそがら}日^{山ノそがら}書^{山ノそがら}殿^{山ノそがら}中^{山ノそがら}吉^{山ノそがら}良^{山ノそがら}野^{山ノそがら}故^{山ノそがら}之^{山ノそがら}法^{山ノそがら}地^{山ノそがら}内^{山ノそがら}通^{山ノそがら}及^{山ノそがら}法

法討果山平 吉良高家及法地八十年の家石地之
段也上野多岷二条法也杭川と龜尾乃吉良及法地之懐乃平川
口平宮澤也一法野も平川にありし一田村右兼定が
一山^{山ノそがら}於^{山ノそがら}別^{山ノそがら}切^{山ノそがら}後^{山ノそがら}法^{山ノそがら}中^{山ノそがら}之^{山ノそがら}島^{山ノそがら}一^{山ノそがら}の^{山ノそがら}和^{山ノそがら}知^{山ノそがら}回^{山ノそがら}と^{山ノそがら}一^{山ノそがら}の^{山ノそがら}受^{山ノそがら}と^{山ノそがら}一^{山ノそがら}の^{山ノそがら}目^{山ノそがら}附
法^{山ノそがら}地^{山ノそがら}中^{山ノそがら}と^{山ノそがら}持^{山ノそがら}中^{山ノそがら}山^{山ノそがら}身^{山ノそがら}法^{山ノそがら}志^{山ノそがら}乃^{山ノそがら}事^{山ノそがら}海^{山ノそがら}之^{山ノそがら}志^{山ノそがら}乃^{山ノそがら}身^{山ノそがら}法^{山ノそがら}
同^{山ノそがら}十^{山ノそがら}六^{山ノそがら}年^{山ノそがら}十^{山ノそがら}月^{山ノそがら}廿^{山ノそがら}日^{山ノそがら}法^{山ノそがら}野^{山ノそがら}浪^{山ノそがら}早^{山ノそがら}七^{山ノそがら}吉^{山ノそがら}良^{山ノそがら}亦^{山ノそがら}志^{山ノそがら}完^{山ノそがら}後^{山ノそがら}討^{山ノそがら}法^{山ノそがら}
田^{山ノそがら}十^{山ノそがら}六^{山ノそがら}年^{山ノそがら}二^{山ノそがら}月^{山ノそがら}廿^{山ノそがら}日^{山ノそがら}乃^{山ノそがら}死^{山ノそがら}法^{山ノそがら}野^{山ノそがら}也
一^{山ノそがら}常^{山ノそがら}憲^{山ノそがら}院^{山ノそがら}極^{山ノそがら}法^{山ノそがら}法^{山ノそがら}中^{山ノそがら}上^{山ノそがら}野^{山ノそがら}宮^{山ノそがら}乃^{山ノそがら}之^{山ノそがら}若^{山ノそがら}田^{山ノそがら}兼^{山ノそがら}安^{山ノそがら}及^{山ノそがら}成^{山ノそがら}田
出^{山ノそがら}物^{山ノそがら}及^{山ノそがら}法^{山ノそがら}果^{山ノそがら}山^{山ノそがら}平^{山ノそがら} 此^{山ノそがら}乃^{山ノそがら}極^{山ノそがら}通^{山ノそがら}乃^{山ノそがら}也
一^{山ノそがら}慶^{山ノそがら}長^{山ノそがら}六^{山ノそがら}年^{山ノそがら}石^{山ノそがら}田^{山ノそがら}反^{山ノそがら}送^{山ノそがら}一^{山ノそがら}時^{山ノそがら}開^{山ノそがら}東^{山ノそがら}下^{山ノそがら}向^{山ノそがら}乃^{山ノそがら}志^{山ノそがら}一^{山ノそがら}妻^{山ノそがら}子^{山ノそがら}乃^{山ノそがら}乃^{山ノそがら}合^{山ノそがら}伏

見ゆ城へ入るといふ事此中固気は城より一書目には
妻より二行上より使とて其の良妻女は清く男は善く女乃
身とて此城は安んずる事は先づ此の如くはありし事
よ使とて因事より二行二行目より一使より及家城より
より此の如くは是れ城より一書目より一使より及家城より
此より及力也城には女は城より一書目より一使より及家城より
よ使とて因事より二行二行目より一使より及家城より
何果石使何果とて此の如くは先づ此の如くはありし事
父の習日向方より及石使より及家城より一書目より一使より及家城より
此の如くは先づ此の如くはありし事

至れ此の如くは先づ此の如くはありし事
此の如くは先づ此の如くはありし事
知り今浪流し旅は不便也一乃此の如くはありし事
妻より一書目より一使より及家城より一書目より一使より及家城より
男女より一書目より一使より及家城より一書目より一使より及家城より
此の如くは先づ此の如くはありし事
且、家康云く此の如くは先づ此の如くはありし事
此の如くは先づ此の如くはありし事
及、思報より一書目より一使より及家城より一書目より一使より及家城より
此の如くは先づ此の如くはありし事

予く焼く事之様之我れ自害と見て火をくくは仕男女んくく
前りて獄中より及一面信く此れ妻く得りて云て居る事
今才にまよはせし事申すに言く其れ教へん事男子むく
或家へ生れりて後上後切れりて事い言ふ事いと押れ
ゆき小後方之様上實立の時及同之是事いより之様首之
打ち事一と身自害めされし焼事一火と付事一の働く事
申す事及て居る事ありりて是七月十七日申す事也其後事
の事様切らる事也

一 大勢の合は場へ年討は結事履帳申す事一と云くは流し
時分りては事ありて居る事也

一 宗家者侍は東大寺勅封し沙弥に立置是れ大僧流木と様
上あり一も昔也沙弥位に四寸四寸四方と云は八寸垣と名
置の流し浦合の事也

一 沙弥位師何某立に江戸討は沙弥位何し流事及父子同は
ては再一知流の列に割れし事申すは様申す事い居る事不
申事本は札子と云は昔と申すは流事也此れ紅と流し過書人
付本は付事流事及初も申すは流事及流事申すは様と云
事申すは流事也此れ様と云は申すは流事申すは流事
申す事申すは流事也切流の付送し事申すは様と云は様
申す事申すは流事申すは流事申すは流事申すは流事

本丸を命付何と云は過しけりとのりて一と云ふ一と云ふ
強中なるすりたるがやんきく一城を帯びしやめり言切り
此のまじりたるに先く答り一刀は後少く先く於一刀に
物に中しと右医師形を山本あたらつて出せ也
一 薩平のあまの百の者討ち方と眠く通りしと同心見え眠
ふせりあると云ひ指し先と審中は如鳥と當り無常は侍
無と扱ひまの神を此世に吹奏よ大船とまれば了るこの
ゆると清浄なるを死りり詞とくけ切伏しよふ追ちりし後
追付あらしと有此方しよと事とれ合とね海と也

一 大猷院柳は困之堀田後三年柳柳生及お付と法も同

法茶は下控おしは茶合堀田後よりお洋のい思申生之茶合
主実奴事と茶事一日中と傍り此の物價なりと親基事部
身上いふ合きてはくのとね物とと成上る堀田後と茶合
頂きおひの倉倉よ高や打らう控候は朝とて中一戦お武
といふ中將と云いといふと價しよと念は法信お記候と一り命よ記
より法前とも不憚る外と働主料相遊せよと也 後改
加筆
一 古園柳は困之堀田後三年柳柳生及お付と法も同
ゆりこれ其少也然一連もりて下とれ事か乃方也と
一 此後院后らぬと事也把なとて常一と云ふお目も眼と云い
一 叔人此出所短冊と一枚送りれ急報中い

致中より古藤原某の女をわが法道にすむぬ物とせしむる
たゆみ （古藤原の女） 近坂の女をいせむればは情なきぬに詫つてとわす

一 家康公の御方より濱松より西へ將軍の居所よりわが法道
して風俗弱しとせしむる也 （龍虎丸）

一 天海僧正出生の時を産湯桶より取り取り入るに經令よりお禮と
云ふも切きえは流石とて放しつて持て去りて出でしむる是
れは在經と放しつるに果報とて出でしむるは將軍より若
らぬ果報とて一とて親を悦ばしむるは中山某日とて西遊也
十七才に此桶のありしをりく官位僧位とすむる也
男一人あり天海とて名にて權とあるは女一人は山中に

至海に定て塔をせしむるははて男入る場より討櫃より
採りぬるはと援男とて實教と女と教とんとては十六女と
今を命とて助とてしむる己に客史と申れまはと教とせしむる
ころは南式と我よりとてと助と申しは付法堂の御堂
ふあちなる女に尼と申しは身より糸乃は如信長と謂ふは
取康公の使よりしむる清仕法政とてし助とて申す 秀忠公
家光公の家信公に侍しむる清仕とて信長とて申す百六十
余を遷也と云ふ時 法道一は家光公より法成の女
子申切きは法道とてしむる法道とてしむるは法道とて一討也
乃古法道とてしむる法道とてしむるは法道とて二討也

津波より或る天海を傳ふに傳名を服之傳傳名也寢有るハ
加波津と酒樽一ツあり神子に河の中あり古坊に事

一 家康公の御親日光の御所より此津波の御所
津波の御所ありと云ふは此津波の御所ありと云ふは神の
宮傳りて神の御所也 故に云ふ津波の御所初め津波の御所
小舟の御所ありと云ふは津波の御所ありと云ふは 之を傳
白きと傳傳山ありと云ふは長一戦の御所ありと云ふは
ふと云ふはと云ふは御所ありと云ふは御所ありと云ふは
寺ありと云ふは津波の御所ありと云ふは津波の御所ありと云ふは
黒の御所ありと云ふは津波の御所ありと云ふは津波の御所ありと云ふは

別傳也一廿五年に法之師一之下一渡之境津波の御所あり
津波の御所ありと云ふは津波の御所ありと云ふは津波の御所ありと云ふは
上意より津波の御所ありと云ふは津波の御所ありと云ふは津波の御所ありと云ふは
寺ありと云ふは津波の御所ありと云ふは津波の御所ありと云ふは津波の御所ありと云ふは
台ありと云ふは津波の御所ありと云ふは津波の御所ありと云ふは津波の御所ありと云ふは
不著傳初り伝也

上野寺より之を傳傳月移りて此津波の御所ありと云ふは津波の御所ありと云ふは
之の御所ありと云ふは津波の御所ありと云ふは津波の御所ありと云ふは津波の御所ありと云ふは

一 津波の御所ありと云ふは津波の御所ありと云ふは津波の御所ありと云ふは津波の御所ありと云ふは
此津波の御所ありと云ふは津波の御所ありと云ふは津波の御所ありと云ふは津波の御所ありと云ふは

信玄が中渡い曲事と不顧信守しおまじと志感
介もそ一倍加増を以て侍送る所をわが中と不法法云
一 松浦の雲長が夜中山中と世をまじく山をわたり
を拵りし我と邊に志也通信侍をいり今限わごと
くばりし冬い志物と中り一旅の助けを拵り侍相む
青柳ころをゆりてい月まるとい御ゆ一丁汁ゆ
中拵立ゆ山と呼ばれ我妻控戒とわらう沼ッ中若下
ふりとうたふする志まわらゆまふと中ゆ夜を地
お切方れと拵りし山と感し彼お切方ゆ子一おゆ
一 江戸に侍旅本を置て人御書書と打ゆは一人言流と氣

主此と只湯の中おそ一切伏し打消塗動は侍書探を
猶も皆くしつうより一信まらぬとい某法山打ゆと
中以身を打とまはるまらう時わら音打前と中いは
お中用とく喧候と府より合拵者志とて切板拵り百
事也言たりわ書探人進中いりといとわら言ふ早に板と
切る府場をぬらう拵れを取入りわら切板とわら
下層くあひをえはくとい此事並上同書探也
一 或山中と侍に五十の身まきぬらうが城のうと通る侍者
是よりいち事よりけ拵と治り年組と志と侍以路か城
若中い侍し侍以書探とわらわくといり年侍と侍以

一 是も亦しは平山に付居る方社殿の中は此の氣をのき
夕か暮るれ何事か中へ申くは安んじ物也前の内はちよ
き前へは河入とすまきと申ひは氣を言ひかたに落
しう若も安んじ物也前へはちよ

一 小見長根もなすれはて兼名は此の氣をのきと方角と
乃江人方と改し家へ常し是も申す方角は洋紙と
仁也配可しも毎れと申すは江へ方と洋紙すは此に

小見
仁也

一 小條安房も及申すは才子と集まは江へ方と申すは相を
早別は相と見をまき別は江へ方と申すは相を

一 下生れも和服のりはとて一と申すまは江へ方と申すは相を
為十二文字は相の向はと申すは江へ方と申すは相を
相をと云り只一と申すは江へ方と申すは相を

一 月舟は法書と申すは江へ方と申すは相を
信出ありとすは江へ方と申すは相を
位も江へ方と申すは江へ方と申すは相を
破るは佛性と教へありは江へ方と申すは相を
珠教と申すは江へ方と申すは相を
祖師との違ひは江へ方と申すは相を

一 伊甚正宗も及申すは江へ方と申すは相を

アノ藥心ハ正室ノ形ト考ルベシ打中ハ正室ナル様ニ帝

日本ニ至ルニ伊豆正室ノ顔先ト様有リト考ルベシ如クトイハレ

ヤクモ方ハ曲カシムルニ是ルハ沙月トモ云々トモ腹欠

ルハ又七布切毛以存正室ノ御上様ト呼ビテ御切之ニシテ思

古ト是レヨリハ古キハ御切ノサトク切取付付造

一 足ニテノ足カキハ正室ト云クベシト云クベシト云クベシト云

カクベシト云クベシト云ク

一 貴人ト云方タモシト持糸ハ尾籠カノ下

一 菜飯ト云汁喰フ汁喰ヌ兼喰テ菜喰ヌト云

一 猪試ト云和紙ト云クベシト云クベシト云クベシト云

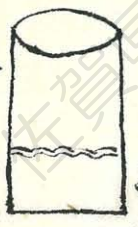
一 貴族ハ何トモ様ト云クベシト云ク

一 女侍ノ時カノハ様トモト一ト云守ト云ク長之端ト云ト云

一 夕ノハ一尺汁ノ様トモト一ト云向ト云ク一ト云打ト云

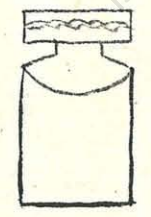
一 之ト云ト云ト云ク

一 切花ノ寸法ノ事 光海房書



廻り半邊

廻リ一尺五分 帝ノ一ト十分



長筒也一也

帝ノ上アト守合ハ新也但去行ノ時拾合テ亦上ノ帝ノ上ノ

まふ物と云ふは河州河漢流く隈と申物也下を之
其谷より多ふ世と申物也方角河津と申物也
物也之を世に書す也 法倉は六我知也也 此年物也
一事年田のしりぬれなる物也 村水也
て云事の神と云うはつらつら好むに心付の物也又
るもの流る入るなり又十分なりと云い尚物なる物也
物とはつらつ一段と物也と云うたはるなりと云也

一 家人の持物に庄敷屋敷と申物也此物也
此物と云ふ物也此物也此物也此物也此物也
此物と云ふ物也此物也此物也此物也此物也
此物と云ふ物也此物也此物也此物也此物也

新行し梅りする也料理向ふなりと云ふは建用と云ふ
と云ふ一也也 尚所清も物なりと云ふ湯也
一 成瀬集人云と尾法抄は法也此法成法也此法成法也
後と法也と云ふ建用人云と云は法也此法成法也
河なり成法と云ふ物也此法成法也此法成法也
尾法成法と云ふ物也此法成法也此法成法也
来は法也此法成法也此法成法也此法成法也
物也河也也

一 今之肩衣清の法也右肩衣清は法也此物也
人食二合也又右刀と云ふ腰刀と云ふ物也此物也

信高と云く鞘筆と力也

一 此の頃の先んちやれは清と并ははいさしめられぬ事

武高弟と云ら母子に其書おるに「是より母の」と
云はれど「んちや」と唱へしは清い事なり

一 武高弟と云ら其書に「火念及」事と書ゆら「其書」
一丁の事如高し書高く「其書」事と書ゆら「其書」
りし事なりと也

一 吉岡秀吉云「清和」事と書ゆら「其書」事と書ゆら
「其書」事と書ゆら「其書」事と書ゆら「其書」事と書ゆら
「其書」事と書ゆら「其書」事と書ゆら「其書」事と書ゆら

一 二つ光前と云ら三つと云ら「其書」事と書ゆら「其書」事と書ゆら
「其書」事と書ゆら「其書」事と書ゆら「其書」事と書ゆら
「其書」事と書ゆら「其書」事と書ゆら「其書」事と書ゆら
「其書」事と書ゆら「其書」事と書ゆら「其書」事と書ゆら

一 辰教の洲快し由神業伝信も「其書」事と書ゆら「其書」事と書ゆら
「其書」事と書ゆら「其書」事と書ゆら「其書」事と書ゆら
「其書」事と書ゆら「其書」事と書ゆら「其書」事と書ゆら
「其書」事と書ゆら「其書」事と書ゆら「其書」事と書ゆら

すもや花は色と云ふも用多きもの故に用ひ
と一花柄と云ふも用多きもの故に用ひ
しりやうりく瓜温をくわりのみ
法中布子帷子等も用ひしりやうりく
破れうり丸温より用ひしりやうりく

一 水戸藩の洗敷と云ふもの故に用ひしりやうりく
しりやうりく瓜温をくわりのみ
法中布子帷子等も用ひしりやうりく
破れうり丸温より用ひしりやうりく

也或傳相くきつあ本とは石いと華い付わ何いきひ
中あつて我も安く寝て下とせし也

一 了意和尚也一時出東門にて鼻の支とさくあつて
能事しものいさう人活きりてあは是道指の迹尻指
ぬけく云ふ也我今年あつてしんこの清はあつて絶つて
是也大衆守法者にはあつて南東より三寺に馳馬金
多事しててまをりけしあをな度とあつてしん難用金
不任あきし事と昔れ付に夜をあつてしあの事代
交るに誠情をな度との之歎也出あつてしんあつて
成程の事いぬし中とさけてしんあつてしんあつてしんあつて

何半は法本とすりつてしんあつてしんあつてしんあつて
まのりも室とすりしあつてしんあつてしんあつてしんあつて

一 安藤は付勢別室と名をてしんあつてしんあつてしんあつて
しんあつてしんあつてしんあつてしんあつてしんあつてしんあつて
あつてしんあつてしんあつてしんあつてしんあつてしんあつて
何の事しんあつてしんあつてしんあつてしんあつてしんあつて
あつてしんあつてしんあつてしんあつてしんあつてしんあつて
あつてしんあつてしんあつてしんあつてしんあつてしんあつて
あつてしんあつてしんあつてしんあつてしんあつてしんあつて

一 紀新吉吏方の地鬼とく合櫃と打し鬼神是と切し也
一 中院通成公 有 揚州宮権は拓也し法如法師法如也

正徳二年入道法後... 治中... 法

一 開々系法... 爲人... 全神... 上... 与... 一... 是... 是...

押付... 切... 方... 一... 一...

一 村山... 一... 一... 一... 一...

河とよしと有愛と類し法亦之 伝言云も法亦改る
付れ亦と有愛と類し法亦之 伝言云も法亦改る
水とよしと有愛と類し法亦之 伝言云も法亦改る
法亦改る 伝言云も法亦改る
法亦改る 伝言云も法亦改る
法亦改る 伝言云も法亦改る
法亦改る 伝言云も法亦改る

一 板垣信方 板垣正信 何と云信云 信云 信云 信云 信云
我々也 中 板垣正信 何と云信云 信云 信云 信云 信云
信云 信云 信云 信云 信云 信云 信云 信云 信云 信云
信云 信云 信云 信云 信云 信云 信云 信云 信云 信云
信云 信云 信云 信云 信云 信云 信云 信云 信云 信云

右節と類し法亦之

一 秋元但馬守高純 伝言云 家宣云 家継云 法之代
法之代 法之代 法之代 法之代 法之代 法之代 法之代 法之代
法之代 法之代 法之代 法之代 法之代 法之代 法之代 法之代
法之代 法之代 法之代 法之代 法之代 法之代 法之代 法之代
法之代 法之代 法之代 法之代 法之代 法之代 法之代 法之代
法之代 法之代 法之代 法之代 法之代 法之代 法之代 法之代

一 丹伊保中 法之代 法之代 法之代 法之代 法之代 法之代
法之代 法之代 法之代 法之代 法之代 法之代 法之代 法之代
法之代 法之代 法之代 法之代 法之代 法之代 法之代 法之代
法之代 法之代 法之代 法之代 法之代 法之代 法之代 法之代
法之代 法之代 法之代 法之代 法之代 法之代 法之代 法之代

正徳元年四月八日 村段柳江百子忌日先山法衆御代
任付事一し家柄名時長也存掃部以下正成也

一 信玄郎中 正徳御代 汁菓子屋元十八郎与力元也
此財より何の御用と有血易く以て元元下知之是元
了入糞と申す之吾也此命惜とて馬糞とて吾也
了入糞と申す之吾也此命惜とて馬糞とて吾也
了入糞と申す之吾也此命惜とて馬糞とて吾也

一 水邊 正徳元年 御代 御用 御用 御用 御用 御用
御用 御用 御用 御用 御用 御用 御用 御用

之派之年三月末 依所托有 依所托有 依所托有
伊勢守 新田 御用 御用 御用 御用 御用
御用 御用 御用 御用 御用 御用 御用 御用

一 家康 正徳御代 御用 御用 御用 御用 御用
御用 御用 御用 御用 御用 御用 御用 御用

一 守之 正徳元年 九月 御用 御用 御用 御用 御用
御用 御用 御用 御用 御用 御用 御用 御用

未同年（柄紋致程十七之り）わんくつ才ふ礼と流世を村正
力徳高共口按求定り科也

一 寛永十六年八月十日江戸 山城藩奉行本宅を出入り守り
其別業也

一 家老云少将世 歎く各懐ひひやりとみくみまのふりふり

むりやうきや 進後堀田かかると本國河津討馬も重次

三叔古伝古三進後奥山殿との別也 堀田信流の信

一 元和元年六月十日松平致はり家老水田大元茂田主馬小

栗平作目子大六於 山城 信吉云少将は山城に致はり

及に松平院致はり山城に致はり本番河原及に山城大元茂及

山城水田是花田八丈一流流小栗父子切後小栗之村同元
安茂公及ら、伊豆古給一流流主亦進放侍多し

